

# 衛生基準としてのトイレの取扱いについて

資料2-2

論点1)「便所」を男女別に設置する考え方は、今後も維持する必要があるが、独立個室型の便房(多機能トイレを含む)は、一定の条件の下では1つの「便所」として扱うべきではないか。

- 仕切り壁型の便房を有する便所は、従来どおり一連の便房を含む区域全体で男性用、女性用の別を判断することでよいか。
- 独立個室型の便房を1つの便所と解釈するためには、プライバシーの確保(全方向を堅牢な壁に囲まれている、施錠できる等)や手洗い設備の設置(個室又は個室との排他的な近接)のほか、どのような要件が必要か。
- 独立個室型のトイレは1つの便所と捉えることによって、事務所則におけるカウント対象とすることが適当ではないか。

論点2)独立個室型の便房を1つの「便所」として扱う場合、少人数の事務所における便所・便房の箇所数のカウントは柔軟に行うことができるようにすべきではないか。

- 男女別に便所を設置する原則を維持した上で、男女別でない独立個室型の便所について何らかの規定(※)をすべきではないか。  
※ 少人数の事務所において、一定の要件を満たす独立個室型の便所は、女性用便所、男性用大便所、男性用小便所のいずれとしても取り扱う等

論点3)障害者や性的マイノリティを含む多様な労働者にとっての利用しやすさと、法的義務としての衛生基準をどのように関係づけるべきか。

- 事務所内で配慮を必要とする労働者がどの程度就労しているかは事業場ごとに異なるため、多様な労働者への配慮・対応は最低基準として一律に規定するのではなく、事業場の実情に応じ、柔軟に対応できるようにすべきではないか。
- 論点1)により、多機能トイレを含む独立個室型の便房を1つの便所として扱い、事務所則上の便所としてカウント対象にすることは、多機能トイレ設置の促進に資するのではないか。

論点4)事務所則で規定する男女別便房・男性用小便所数は、空気調和・衛生工学会が規定する設計上の衛生器具数と大きな乖離はないため、現行基準のままでよいか。

- トイレの待ち時間は短いほどよいものの、最低基準として一律に設置基準の見直しが必要となるような衛生上の問題は生じていないのではないか。
- 最低基準を上回る措置(便房や洗面設備の増設や洗浄機能付きトイレへの変更等)による利便性向上等の取組は、事業場の実情に応じて推進すべきではないか。